

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）  
都道府県事業実施方針

都道府県名 栃木県

策定：令和2（2020）年6月5日

変更：令和3（2021）年3月12日

I 収益性向上対策

1 目的

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、国内外の市場を獲得できるよう、水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地がその創意工夫を活かして行う地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応し、生産量増加対策を展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る必要がある。

このため、本県の農業について、次の計画等と整合させつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

- ・ 栃木県農業振興計画
- ・ 「園芸大国とちぎづくり」推進方針
- ・ 栃木県水田フル活用ビジョン
- ・ 栃木県稲麦大豆生産振興方針
- ・ 野菜産地強化計画
- ・ いちご王国とちぎ戦略
- ・ 栃木県にらNo. 1産地奪回運動
- ・ 栃木県果樹農業振興計画
- ・ 栃木県花き振興計画

2 基本方針

作物名	
水稻（主食用米、新規需要米、加工用米）・麦・大豆・そば	<p>【基本要件】栃木県稲作振興方針などの各種県計画の他、市町の農業振興計画等に位置付けられている推進すべき方向性と合致していること。</p> <p>○ 販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理作業の効率性や生産性を高める農業機械・ICT技術の導入</li> <li>・ 担い手への農地集積、大区画化による効率的な生産体制を推進</li> <li>・ 販売単価アップにつながる品質向上のための機械・施設の導入</li> <li>・ 県オリジナル品種の拡大や産地で特徴のある米づくりに必要な機械・施設の導入</li> <li>・ 多収性品種の導入やたい肥の利活用等の単収向上のための機械・施設の導入</li> </ul>

- 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
  - ・ 管理作業の効率性や生産性を高める農業機械・ICT技術の導入
  - ・ 国の「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」や「飼料用米生産コスト低減マニュアル」等に例示された機械・技術の導入
  - ・ 担い手への農地集積、大区画化による効率的な生産体制を推進
  - ・ 中心的経営体の機械作業の集約化を推進
  - ・ 新規需要米や麦・大豆・露地野菜等の導入による水田有効利用の推進
  - ・ 穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化を推進 【麦・大豆を除く】
- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
  - ・ 食味や環境に配慮した付加価値の高い米づくりによるブランド化の推進
  - ・ 実需者ニーズに即した品種の導入推進
  - ・ 生産・加工・販売が一体となった米・麦・大豆・そばを活用した6次産業化の推進
- 農産物輸出の取組について、輸出向けの年間出荷量10トン以上
  - ・ 輸出に向けた生産拡大の推進
  - ・ 輸出に向けた多収米品種導入の推進
  - ・ 生産コスト削減の推進
- 労働生産性の10%以上の向上
  - ・ 管理作業の効率性や生産性を高める農業機械・ICT技術の導入
  - ・ 国の「担い手農家の経営革新に資する稲作技術カタログ」や「飼料用米生産コスト低減マニュアル」等に例示された機械・技術の導入
  - ・ 担い手への農地集積、大区画化による効率的な生産体制を推進
  - ・ 中心的経営体の機械作業の集約化を推進
  - ・ 販売単価アップにつながる品質向上のための機械・施設の導入
  - ・ 県オリジナル品種の拡大や産地で特徴のある米づくりに必要な機械・施設の導入
  - ・ 多収性品種の導入やたい肥の利活用等の単収向上のための機械・施設の導入
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
  - ・ 農業者の行う農作業を代行する専門作業受給型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入
  - ・ 農業者が使用する農業用機械のレンタル提供する機械設備供給型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入
  - ・ ほ場や生育状況等の把握及び情報分析を行い、農業者に情報・助言等を提供するデータ分析型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

**【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】**

- ・ 販売額又は所得額の増加 → 単位面積当たりの販売額又は所得額で比較

**【コスト削減効果の比較の考え方】**

- ・ 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設）
- ・ 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能

**【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】**

- ・ 契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較

**【輸出向け出荷量又は出荷額の比較の考え方】**

- ・ 輸出向けの年間出荷量10トン以上（新規の取組又は過去5年以内に輸出実績がない場合に限定。）  
→ 輸出向け年間出荷額又は年間出荷量の増加で比較。

**【労働生産性の向上の比較の考え方】**

- ・ 労働生産性の向上 → 販売額÷労働時間により比較。  
※販売額は、販売額又は所得額の増加の比較の考え方と同じ。  
※労働時間は、①直接労働時間（経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会参加など）を除く、農産物の生産・販売のための投下労働時間をいう）の全て又は、②特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかを対象として比較。

**【農業支援サービス事業体の利用割合の増加の考え方】**

- ・ 利用割合の増加 → サービス利用面積又は利用経営体数により比較

※ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えることができる。

いも類（ばれいしょ、かんしょ）

【基本要件】栃木県農業振興計画、「園芸大国とちぎづくり」推進方針等各種県計画の他、市町の農業振興計画等に位置付けられている推進すべき方向性と合致していること。

- 販売額又は所得額の10%以上の増加
  - ・ 加工業務需要に対応した露地野菜産地の形成の推進
  - ・ 新品種・新品種の導入による収益性の向上の推進
- 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
  - ・ 栽培管理作業の自動化や省力化、効率化のためのICT技術等の導入推進
  - ・ 機械化一貫体系の導入による露地野菜産地の大規模化の推進
  - ・ 出荷調整作業の省力化を図るパッケージセンターや効率的な生産流通体制確立のための集出荷貯蔵施設の整備の推進
- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
  - ・ 高品質で安定した生産流通体制の構築による全国トップブランド野菜産地の形成を推進
  - ・ 国産需要が高く安定した価格で取引可能な加工・業務用需要に対応した産地形成を推進
- 労働生産性の10%以上の向上
  - ・ 加工業務需要に対応した露地野菜産地の形成の推進
  - ・ 新品種・新品種の導入による収益性の向上の推進
  - ・ 栽培管理作業の自動化や省力化、効率化のためのICT技術等の導入推進
  - ・ 機械化一貫体系の導入による露地野菜産地の大規模化の推進
  - ・ 出荷調整作業の省力化を図るパッケージセンターや効率的な生産流通体制確立のための集出荷貯蔵施設の整備の推進
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
  - ・ 農業者の行う農作業を代行する専門作業受給型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入
  - ・ 農業者が使用する農業用機械のレンタル提供する機械設備供給型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入
  - ・ ほ場や生育状況等の把握及び情報分析を行い、農業者に情報・助言等を提供するデータ分析型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】

- ・ 販売額又は所得額の増加 → 農業者の総販売額又は所得額で比較  
単位面積当たりの販売額又は所得額で比較

【コスト削減効果の比較の考え方】

- ・ 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設）
- ・ 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能

【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】

- ・ 契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較

【労働生産性の向上の比較の考え方】

- ・ 労働生産性の向上 →  $\text{販売額} \div \text{労働時間}$ により比較。  
※販売額は、販売額又は所得額の増加の比較の考え方と同じ。  
※労働時間は、①直接労働時間（経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会参加など）を除く、農産物の生産・販売のための投下労働時間をいう）の全て又は、②特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかを対象として比較。

【農業支援サービス事業体の利用割合の増加の考え方】

- ・ 利用割合の増加 → サービス利用面積又は利用経営体数により比較

※ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えることができる。

野菜（いちご、トマト、にら、アスパラガス、なす、きゅうり、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にんじん、ばれいしょ、レタス、うど、ブロッコリー、春菊、こまつな）

【基本要件】栃木県農業振興計画、「園芸大国とちぎづくり」推進方針、“いちご王国とちぎ”戦略等各種県計画の他、市町の農業振興計画等に位置付けられている推進すべき方向性と合致していること。

- 販売額又は所得額の10%以上の増加
  - ・ 環境制御、ICT、地域エネルギー等を活用した次世代型園芸モデルの育成の推進
  - ・ 低コスト耐候性ハウス、パイプハウス等の導入による収益性の高い施設園芸産地を形成の推進
  - ・ 加工業務需要に対応した露地野菜産地の形成の推進
  - ・ 新品種・新技術の導入による収益性の向上の推進
- 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
  - ・ 栽培管理作業の自動化や省力化、効率化のためのICT技術等の導入推進
  - ・ 機械化一貫体系の導入による露地野菜産地の大規模化の推進
  - ・ 出荷調整作業の省力化を図るパッケージセンター設置や効率的な生産流通体制確立のための集出荷貯蔵施設整備（再編を含む）の推進
- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
  - ・ 高品質で安定した生産流通体制の構築による全国トップブランド野菜産地の形成を推進
  - ・ 国産需要が高く安定した価格で取引可能な加工・業務用需要に対応した産地形成を推進
- 労働生産性の10%以上の向上
  - ・ 環境制御、ICT、地域エネルギー等を活用した次世代型園芸モデルの育成の推進
  - ・ 低コスト耐候性ハウス、パイプハウス等の導入による収益性の高い施設園芸産地を形成の推進
  - ・ 加工業務需要に対応した露地野菜産地の形成の推進
  - ・ 新品種・新技術の導入による収益性の向上の推進
  - ・ 栽培管理作業の自動化や省力化、効率化のためのICT技術等の導入推進
  - ・ 機械化一貫体系の導入による露地野菜産地の大規模化の推進
  - ・ 出荷調整作業の省力化を図るパッケージセンター設置や効率的な生産流通体制確立のための集出荷貯蔵施設整備（再編を含む）の推進
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
  - ・ 農業者の行う農作業を代行する専門作業受給型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入
  - ・ 農業者が使用する農業用機械のレンタル提供する機械設備供給型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入
  - ・ ほ場や生育状況等の把握及び情報分析を行い、農業者に情報・助言等を提供するデータ分析型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】

- ・ 販売額又は所得額の増加 → 農業者の総販売額又は所得額で比較  
単位面積当たりの販売額又は所得額で比較

【コスト削減効果の比較の考え方】

- ・ 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設）
- ・ 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のみ計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能

【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】

- ・ 契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較

【労働生産性の向上の比較の考え方】

- ・ 労働生産性の向上 → 販売額÷労働時間により比較。  
※販売額は、販売額又は所得額の増加の比較の考え方と同じ。  
※労働時間は、①直接労働時間（経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会参加など）を除く、農産物の生産・販売のための投下労働時間をいう）の全て又は、②特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかを対象として比較。

【農業支援サービス事業体の利用割合の増加の考え方】

- ・ 利用割合の増加 → サービス利用面積又は利用経営体数により比較

※ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えることができる。

果樹（なし、ぶどう、りんご、くり、うめ、もも、ブルーベリー）

【基本要件】栃木県農業振興計画、栃木県果樹農業振興計画などの各種県計画の他、市町の農業振興計画等に位置付けられている推進すべき方向性と合致していること。

- 販売額又は所得額の10%以上の増加
  - ・ 競争力のある品種について、樹園地の若返りを図るため、同一品種の改植を推進（対象品種は4②に記載）
  - ・ 高品質な果実の安定した生産・出荷に繋がる施設及び機械、資材の導入により、新たな生産出荷体制を整備する取組を推進
- 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
  - ・ 省力化機械・資材の導入による果樹栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進
  - ・ 脱石油エネルギーへの移行による省エネ・低コスト化を推進
  - ・ 集出荷貯蔵施設の整備、再編、機能向上の取組を推進
  - ・ 中間管理事業等を活用した農地集積、大区画化・汎用化に伴う機械化等の取組を推進
  - ・ 機械導入が可能となる、適正な植栽密度での改植（同一品種改植）による省力化の取組を推進
- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
  - ・ パイプハウス、被覆資材等の導入による高品質化・ブランド化等の契約栽培の割合増加に繋がる取組を推進
- 労働生産性の10%以上の向上
  - ・ 競争力のある品種について、樹園地の若返りを図るため、同一品種の改植を推進（対象品種は4②に記載）
  - ・ 高品質な果実の安定した生産・出荷に繋がる施設及び機械、資材の導入により、新たな生産出荷体制を整備する取組を推進
  - ・ 省力化機械・資材の導入による果樹栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進
  - ・ 集出荷貯蔵施設の整備、再編、機能向上の取組を推進
  - ・ 中間管理事業等を活用した農地集積、大区画化・汎用化に伴う機械化等の取組を推進
  - ・ 機械導入が可能となる、適正な栽植密度での改植（同一品種改植）による省力化の取組を推進
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
  - ・ 農業者の行う農作業を代行する専門作業受給型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入
  - ・ 農業者が使用する農業用機械のレンタル提供する機械設備供給型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入
  - ・ ほ場や生育状況等の把握及び情報分析を行い、農業者に情報・助言等を提供するデータ分析型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】

- ・ 販売額又は所得額の増加 → 農業者の総販売額又は総所得額で比較  
単位面積当たりの販売金額又は所得額の比較

【コスト削減効果の比較の考え方】

- ・ 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設）
- ・ 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のみ計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能

【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】

- ・ 契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較

【労働生産性の向上の比較の考え方】

- ・ 労働生産性の向上 → 販売額÷労働時間により比較。
  - ※販売額は、販売額又は所得額の増加の比較の考え方と同じ。
  - ※労働時間は、①直接労働時間（経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会参加など）を除く、農産物の生産・販売のための投下労働時間をいう）の全て又は、②特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかを対象として比較。

【農業支援サービス事業体の利用割合の増加の考え方】

- ・ 利用割合の増加 → サービス利用面積又は利用経営体数により比較

【目標年度】

（目標年度）新植を伴う取組の場合、事業実施年度の5年後とする  
（設定の考え方）早期成園化技術を活用した栽培では、成園までに5年程度要するため

※ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えることができる。

花き（菊、ばら、カーネーション、りんどう、トルコギキョウ、ゆり、洋らん、シクラメン、あじさい）

【基本要件】栃木県農業振興計画、栃木県花き振興計画などの各種県計画の他、市町の農業振興計画等に位置付けられている推進すべき方向性と合致していること。

(1) 施設花き

- ・オランダ型高軒高ハウスや低コスト耐候性ハウスなどの大型施設やパイプハウス等施設の導入により、周年出荷体制の確立や安定生産体制、高品質化等により経営の安定化を推進する。
- ・ICTや複合環境制御技術など次世代型施設園芸で必要な機器の導入を推進し、単位面積当たりの生産性向上を図る。
- ・ヒートポンプ等の省エネ設備導入により、生産コストの削減を図る。
- ・播種期、花下葉取り機、花選別機など効率的な機械の導入により、生産性の向上やコスト削減を図る。

(2) 露地花き

- ・露地電照施設や養液土耕システムの導入により、出荷時期を調整し、安定生産を図る。
- ・播種期、花下葉取り機、花選別機など効率的な機械の導入により、生産性の向上やコスト削減を図る。

○ 販売額又は所得額の10%以上の増加

- ・鮮度保持のため、コールドチェーンの確立
- ・管理作業の自動化、炭酸ガス施用等生産性を高める複合環境制御技術やICTの導入
- ・IPM技術の導入推進
- ・新品種導入による他産地との差別化
- ・養液栽培技術等の装置、機械の導入による安定生産の推進
- ・効率的な出荷、輸送システムの確立による販売単価の向上
- ・予約販売に対応した出荷事前情報の提供による単価の向上
- ・夏季高温対策及び冬季の低温寡照対策技術の導入による生産性の向上
- ・輸出への取組推進

○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

- ・ヒートポンプやLED等の設備の導入による省エネルギー技術の普及促進
- ・管理作業の自動化や省力化を推進する複合環境制御技術やICTの導入
- ・養液栽培技術等の装置、機械の導入による省力化の推進
- ・省エネルギー技術の導入による生産コストの削減
- ・育苗、出荷技術の共同化、施肥、防除の省力化技術の導入による生産コストの削減
- ・効率的な出荷、輸送システムの確立による生産コストの削減

○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

- ・多様な取引に向けた取組推進

○ 労働生産性の10%以上の向上

- ・鮮度保持のため、コールドチェーンの確立
- ・管理作業の自動化、炭酸ガス施用等生産性を高める複合環境制御技術やICTの導入
- ・IPM技術の導入推進
- ・新品種導入による他産地との差別化
- ・養液栽培技術等の装置、機械の導入による安定生産の推進
- ・効率的な出荷、輸送システムの確立による販売単価の向上
- ・予約販売に対応した出荷事前情報の提供による単価の向上
- ・夏季高温対策及び冬季の低温寡照対策技術の導入による生産性の向上
- ・輸出への取組推進
- ・管理作業の自動化や省力化を推進する複合環境制御技術やICTの導入
- ・養液栽培技術等の装置、機械の導入による省力化の推進
- ・育苗、出荷技術の共同化、施肥、防除の省力化技術の導入による生産コストの削減
- ・効率的な出荷、輸送システムの確立による生産コストの削減

○ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

- ・農業者の行う農作業を代行する専門作業受給型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入
- ・農業者が使用する農業用機械のレンタル提供する機械設備供給型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入
- ・ほ場や生育状況等の把握及び情報分析を行い、農業者に情報・助言等を提供するデータ分析型サービスの提供に必要な農業機械・ICT技術の導入

	<p><b>【コスト削減効果の比較の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較</li> </ul> <p><b>【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売額又は所得額の増加 → 農業者の総販売額又は総所得額で比較</li> </ul> <p><b>【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較</li> </ul> <p><b>【労働生産性の向上の比較の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働生産性の向上 → 販売額÷労働時間により比較。        ※販売額は、販売額又は所得額の増加の比較の考え方と同じ。        ※労働時間は、①直接労働時間（経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会参加など）を除く、農産物の生産・販売のための投下労働時間をいう）の全て又は、②特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかを対象として比較。</li> </ul> <p><b>【農業支援サービス事業体の利用割合の増加の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用割合の増加 → サービス利用面積又は利用経営体数により比較</li> </ul> <p>※ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えることができる。</p>
<p>地域特産物 （かんぴょう、こんにゃく等）</p>	<p><b>【基本要件】</b> 市町の農業振興計画等に位置付けられている推進すべき方向性と合致していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 販売額又は所得額10%以上の増加</li> <li>○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</li> <li>○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</li> <li>○ 労働生産性の10%以上の向上</li> <li>○ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</li> </ul> <p><b>【販売額又は所得額の増加の比較の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売額の増加 → 農業者の総販売額又は総所得額で比較        単位面積当たりの販売金額又は所得額で比較</li> </ul> <p><b>【コスト削減効果の比較の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較</li> </ul> <p><b>【契約栽培の割合の増加の比較の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約栽培の増加 → 農業者の契約率で比較</li> </ul> <p><b>【労働生産性の向上の比較の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働生産性の向上 → 販売額÷労働時間により比較。        ※販売額は、販売額又は所得額の増加の比較の考え方と同じ。        ※労働時間は、①直接労働時間（経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会参加など）を除く、農産物の生産・販売のための投下労働時間をいう）の全て又は、②特定のまとまりを持つ労働時間であって全体の過半を超える直接労働時間のいずれかを対象として比較。</li> </ul> <p><b>【農業支援サービス事業体の利用割合の増加の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用割合の増加 → サービス利用面積又は利用経営体数により比較</li> </ul> <p>※ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えることができる。</p>

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（地域振興局、農業振興事務所等）及び市町村と連携し、推進・指導に当たるものとする。

(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である市町村及び農業協同組合に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。

また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者（県出先機関、市町村、農業者団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。

### 4 取組要件

#### (1) 基金事業

##### ① 整備事業

対象作物	取組要件
水稻・麦・大豆・そば 野菜 果樹 花き 地域特産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という。）の別表2のⅡ整備事業に掲げる施設を助成対象とする。</li> <li>○ 取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）（以下「実施要領」という。）の別記3の別紙3、5、6、7及び10の要件等を満たす取組を事業対象とする。</li> </ul>

（注）整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

##### ② 生産支援事業

対象作物	取組要件
水稻・麦・大豆・そば 野菜 果樹 花き 地域特産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組要件 実施要領の別記3の別紙3の要件等を満たす取組を事業対象とする。</li> <li>○ 補助対象機械及び資材 別紙のとおり</li> <li>○ 果樹の同一品種改植を行う場合の対象品目・品種</li> </ul>



	<p>品目は、なし・ぶどう・りんご・くり及びうめとする。  なしの品種は、幸水・豊水・あきづき及びにっこりとする。  幸水・豊水：平成29年産果樹生産動態等調査において、栃木県における栽培面積の全国シェアは6%であり、幸水は、栃木県内のなし栽培面積の42%を占める主要品種である。豊水についても35%を占め、県内の主要品種となっているため同等の扱いとする。  あきづき：豊水の収穫後半を補完する品種として位置づけ、消費者からも糖度の高い品種として高い評価を受けている。  にっこり：栃木県で育成した品種であり、幸水・豊水に続く第3位の品種である。年末の贈答需要だけでなく、輸出も行われ、高い評価を受けている。  ぶどうの品種は、巨峰・シャインマスカットとする。  巨峰：栃木県では、巨峰のハウス栽培を積極的に行っており、令和元年6月の東京中央卸売市場の巨峰の出荷量では栃木県が第2位となっている。  シャインマスカット：糖度が高い上に皮ごと食べられ種なし栽培も可能であり、消費者から高い評価を得ている。  りんごでは、ふじとする。  ふじ：全国で最も栽培面積の多い品種であり、平成29年産果樹生産動態等調査において県内の59%を占めるとともに消費者から高い評価を受けている。  くりでは、丹沢・利平とする。  利平・丹沢：平成29年産果樹生産動態等調査において、栃木県内で1位、2位の品種であり、約6割を占め、重要な品種である。  うめでは、白加賀とする。  白加賀：平成29年産果樹生産動態等調査において、栃木県内のうめの約9割を占め、販売を目的としたうめでは極めて重要な品種である。</p>
--	---

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

### ③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
水稲・麦・大豆・そば 野菜 果樹 花き 地域特産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組要件            実施要領の別記3の別紙3の要件等を満たす取組を事業対象とする。            ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額向上の取組を実施することを前提としたものに限る。</li> <li>○ 補助対象機械            別紙のとおり</li> </ul>

### (2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産省事務次官通知）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）に基づき実施するものとする。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

### I 基金事業

#### 1 計画申請時

##### (1) 整備事業

- ①組織の規約（取組主体が団体等の場合：代表者、組織及び運営についての定め、事業の実施及び会計規程、構成員のわかるもの）
- ②営農計画書の写し（農業者が取組主体の場合）
- ③成果目標、取組目標の設定に係る算出根拠
- ④導入施設の利用計画（共同利用の場合、管理運営規定）
- ⑤受益農業者の一覧
- ⑥受益農業者の青色申告書の写し
- ⑦導入施設の概算設計書、見積書、規模算定根拠（アンケート調査等による、受益農業者の施設の利用に関する意向等）
- ⑧費用対効果分析及び算出根拠資料
- ⑨導入施設に係る収支計画
- ⑩施設の位置図・配置図・平面図、ほ場の配置図
- ⑪国の共済制度等（加入できない場合は民間の損害補償保険等）への加入に関する誓約書（法定耐用年数期間中にある農業用ハウスの場合）
- ⑫その他取組要件等の確認に必要な資料  
（新設及び再編に係る事業の場合）既存施設と新施設の関係についての概念図  
（成果目標が契約栽培の場合）契約書、覚書、需要見込み調査結果、その他今後の販路が確認できるもの  
（成果目標が労働生産性の場合）作業日誌、作業工程と所要時間の比較ができるもの

など

##### (2) 生産支援事業及び効果増進事業

- ①組織の規約（取組主体が団体等の場合：代表者、組織及び運営についての定め、事業の実施及び会計規程、構成員のわかるもの）
- ②営農計画書の写し（農業者が取組主体の場合）
- ③成果目標、取組目標の設定に係る算出根拠
- ④導入農業機械等の利用計画
- ⑤導入農業機械等の能力及び台数等の算出根拠
- ⑥導入農業機械、資材等の概算見積書（複数（原則3者以上）の販売会社の見積書）
- ⑦導入農業機械、資材等のカタログ
- ⑧再整備、改修する農業用ハウス、果樹園の位置図、ほ場の配置図
- ⑨国の共済制度等（加入できない場合は民間の損害補償保険等）への加入に関する誓約書（法定耐用年数期間中にある農業用ハウスの場合）
- ⑩その他取組要件等の確認に必要な資料  
（改植の場合）改植実施園の位置図  
（成果目標が契約栽培の場合）契約書、覚書、需要見込み調査結果、その他今後の販路が確認できるもの  
（成果目標が労働生産性の場合）作業日誌、作業工程と所要時間の比較ができるもの  
（成果目標が農業支援サービス事業体の利用割合増加の場合）利用面積や利用予定者の範囲が確認できるもの

など

#### 2 概算払請求時

##### (1) 整備事業

- ①事業費の確認ができる書類（入札関係書類、発注書、請求書）
- ②財産管理台帳

##### (2) 生産支援事業及び効果増進事業

- ①事業費の確認ができる書類（入札関係書類、発注書、納入書、請求書、リース契約書、借受証、納品、領収書（支払済みの場合）、リース物件や資材の写真など）
- ②財産管理台帳

### 3 実績報告時

#### (1) 整備事業

- ①確認検査調書の写し
- ②財産管理台帳、出来高設計書
- ③農業共済等の加入が確認できる書類

#### (2) 生産支援事業及び効果増進事業

- ①確認検査調書の写し
- ②財産管理台帳
- ③農業共済や動産総合保険等の加入が確認できる書類

## II 整備事業

実施要綱及び実施要領及び産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（令和2年2月28日付け元生産第1694号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付要綱」という。）に基づき実施するものとする。

なお、確認方法についてはIの1の(1)整備事業及びIの2の(1)整備事業に準じて行うこととする。

## 6 取組主体助成金の交付方法

地域農業再生協議会等で作成した産地パワーアップ計画は、市町長（事業実施地区の範囲が複数の市町の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町長とする。以下同じ。）へ提出する。

市町長は地域協議会等から提出のあった産地パワーアップ計画について、必要な指導及び調整を行う。

なお、県の区域等を対象とする広域的な事業を行う場合にあっては、当該事業実施主体は市町長へ提出せず、事業実施計画書を知事に提出しその承認を受けることができるものとする。

助成金については、県知事から市町長に対し交付する。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

### (1) 契約に当たっての条件（交付要綱第29）

- ・ 売買、請負その他契約する場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約することができる。
- ・ 上記による契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

### (2) 助成金の返納（実施要領別記3第13）

- ・ 取組主体助成金を受けた後に産地パワーアップ事業推進費補助金交付要領、実施要綱及び実施要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金の金額又は一部を速やかに返納しなければならない。

### (3) 補助金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額の返納（交付要綱第5の3）

- ・ 補助金にかかる仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税法に規定するを乗じて得た金額との合計額補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを返納しなければならない。

### (4) 財産の管理等（交付要綱第18）

- ・ 助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- ・取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(5) 財産処分の制限（交付要綱第19）

- ・取得財産等のうち、適正化法執行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- ・適正化法第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する法令を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条及び別表の規定により定める処分制限期間とする。
- ・処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ承認を受けなければならない。また、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときには、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(6) 取組主体事業計画の評価（実施要領別記3第16）

- ・取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、地域協議会長等に報告するものとする。
- ・なお、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

## 8 その他

--

## II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

## 1 目的

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、国内外の市場を獲得できるよう、水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地がその創意工夫を活かして行う地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、輸出や加工・業務用等の増加する需要に対応し、生産量増加対策を展開することにより、農業の国際競争力の強化を図る必要がある。

このため、本県の農業について、次の計画等と整合させつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

- ・ 栃木県農業振興計画
- ・ 「園芸大国とちぎづくり」推進方針
- ・ 栃木県水田フル活用ビジョン
- ・ 栃木県稲麦大豆生産振興方針
- ・ 野菜産地強化計画
- ・ いちご王国とちぎ戦略
- ・ 栃木県にらNo. 1産地奪回運動
- ・ 栃木県果樹農業振興計画
- ・ 栃木県花き振興計画

## 2 基本方針

作物名	
野菜、花き（施設を利用した野菜、花き）	<p>○販売額又は作付面積の維持又は増加を図るため、次の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後継者不在等により農業用ハウスの譲渡を希望する農家及び継承を希望する新規就農者・担い手の把握並びにマッチング</li> <li>・ 農業用ハウスの強度や作業性の向上のための改修、再整備</li> <li>・ 継承した農業用ハウスの活用による経営発展に必要な高度環境制御装置等の導入</li> </ul> <p>○各取組主体においては、産地の生産基盤の強化を図るため、成果目標について次の取組を優先的に支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働生産性の向上</li> <li>・ 作業負担の軽減とともに、データ化した栽培技術の継承が可能な複合環境制御装置等の導入を推進</li> </ul>
果樹	<p>○販売額又は作付面積の維持又は増加を図るため、次の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後継者不在等により果樹園の譲渡を希望する農家及び継承を希望する新規就農者・担い手の把握並びにマッチング</li> <li>・ 作業性の向上のための作業道の導入・改良</li> <li>・ 果樹の改植</li> <li>・ 果樹棚、被害防止装置等の改修・再整備</li> </ul> <p>○各取組主体においては、産地の生産基盤の強化を図るため、それぞれの成果目標について次の取組を優先的に支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働生産性の向上</li> <li>・ 機械導入が可能となる、同一品種での適正な再植密度での改植を優先</li> </ul>

<p>水稻、麦、大豆、そば、果樹、野菜、地域特産物</p>	<p>○総作付面積の維持又は増加を図るため、次の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担い手、農作業受託組織等への農地集積の推進</li> <li>・後継者不在の農地における生産機能の継承に必要な農業機械の導入等</li> <li>・後継者不在の農地における生産機能の継承に必要な農業機械の改良</li> </ul> <p>○各取組主体において、産地の生産基盤の強化を図るため、それぞれの成果目標について次の取組を優先的に支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加 要領別紙12に掲げる重点品目のうち、露地野菜の生産拡大に必要な農業機械の導入、改良</li> <li>・生産コストの低減 管理作業の効率性や生産性を高めるICT技術を活用した農業機械の導入等</li> <li>・労働生産性の向上 管理作業の効率性や生産性を高めるICT技術を活用した農業機械の導入等</li> <li>・契約販売率の増加 加工・業務用の露地野菜の生産拡大に必要な農業機械の導入、改良</li> </ul>
-------------------------------	---

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部課（農政部各課、農業振興事務所等）及び市町と連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、地域協議会の構成機関団体である市町及び農業協同組合に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるよう努めるものとする。 また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会の管内の関係者（農業振興事務所、市町、農業協同組合等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。</p>
---

### 4 取組要件

#### (1) 基金事業

##### ① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
野菜、花き（施設を利用した野菜、花き）	取組要件、取組主体、補助率及び助成対象経費は、実施要領別紙4の要件を満たすものとする。

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
果樹のうち、右の取組要件を満たすもの	<p>○取組要件、取組主体、補助率及び助成対象経費は、実施要領別紙4の要件を満たすものとする。</p> <p>○果樹の改植を行う場合の助成対象品目及び品種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品目は、なし、ぶどう、りんご、くり及びうめとする。</li> <li>・なしの品種は、幸水、豊水、あきづき及びにっこりとする。              幸水、豊水：平成29年産果樹生産動態等調査において、栃木県における栽培面積の全国シェアは6%であり、幸水は、栃木県内のなし栽培面積の42%を占める主要品種である。豊水についても35%を占め、栃木県内の主要品種となっているため同等の扱いとする。              あきづき：豊水の収穫後半を補完する品種として位置付け、消費者からも糖度の高い品種として高い評価を受けている。              にっこり：栃木県で育成した品種であり、幸水、豊水に続く第3位の品種である。年末の贈答需要だけでなく、輸出も行われ、高い評価を受けている。</li> <li>・ぶどうの品種は、巨峰、シャインマスカットとする。              巨峰：栃木県では、巨峰のハウス栽培を積極的に行っており、令和元年6月の東京都中央卸売市場の巨峰の出荷量では栃木県が第2位となっている。              シャインマスカット：糖度が高く皮ごと食べられ、種なし栽培も可能であり、消費者から高い評価を得ている。</li> <li>・りんごの品種は、ふじとする。              ふじ：全国で最も栽培面積の多い品種であり、平成29年産果樹生産動態等調査において栃木県内の59%を占めるとともに、消費者から高い評価を受けている。</li> <li>・くりの品種は、利平、丹沢とする。              利平、丹沢：平成29年産果樹生産動態等調査において、栃木県内で1位、2位の品種であり、約6割を占め重要な品種である。</li> <li>・うめの品種は、白加賀とする。              白加賀：平成29年産果樹生産動態等調査において、栃木県内のうめの約9割を占め、販売を目的としたうめでは極めて重要な品種である。</li> </ul>

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
水稲、麦、大豆、そば、野菜、花き、果樹、地域特産物	<p>取組要件、取組主体、補助率及び助成対象経費は、実施要領別紙4の要件を満たすもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農業機械の導入に当たっては、栃木県農政部「補助事業の妥当性を判断する基準」(平成30(2018)年12月20日付け)を参考に、能力及び台数を決定するものとする。</p>

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
水稲、麦、大豆、そば、野菜、花き、果樹、地域特産物	<p>取組要件、取組主体、補助率及び助成対象経費は、実施要領別紙4の要件を満たすものとする。</p>

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
水稻、麦、大豆、そば、野菜、花き、果樹、地域特産物	取組要件、取組主体、補助率及び助成対象経費は、実施要領別紙4の要件を満たすもののほか、次のとおりとする。 (1) 農業機械の導入に当たっては、栃木県農政部「補助事業の妥当性を判断する基準」（平成30(2018)年12月20日付け）を参考に、能力及び台数を決定するものとする。 (2) 果樹の改植を行う場合の助成対象品目及び品種は、4の(1)の②と同様とする。

(2) 整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産省事務次官通知）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知）に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>1 基金事業</p> <p>1 計画申請時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①組織の規約（取組主体が団体等の場合：代表者、組織及び運営についての定め、事業の実施及び会計規程、構成員のわかるもの）</li> <li>②営農計画書の写し（農業者が取組主体の場合）</li> <li>③成果目標、取組目標の設定に係る算出根拠</li> <li>④導入農業機械等の利用計画</li> <li>⑤導入農業機械等の能力及び台数等の算出根拠</li> <li>⑥導入農業機械、資材等の概算見積書（複数（原則3者以上）の販売会社の見積書）</li> <li>⑦導入農業機械、資材等のカタログ</li> <li>⑧再整備、改修する農業用ハウス、果樹園の位置図、ほ場の配置図</li> <li>⑨国の共済制度等（加入できない場合は民間の損害補償保険等）への加入に関する誓約書（法定耐用年数期間中にある農業用ハウスの場合）</li> <li>⑩その他取組要件等の確認に必要な資料</li> </ul> <p>2 実績報告時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①確認検査調書の写し</li> <li>②財産管理台帳</li> <li>③農業共済等の加入が確認できる書類（法定耐用年数期間中にある農業用ハウスの場合）</li> </ul> <p>II 整備事業</p> <p>1 計画申請時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①組織の規約（取組主体が団体等の場合：代表者、組織及び運営についての定め、事業の実施及び会計規程、構成員のわかるもの）</li> <li>②営農計画書の写し（農業者が取組主体の場合）</li> <li>③成果目標、取組目標の設定に係る算出根拠</li> <li>④導入施設の利用計画</li> <li>⑤受益農業者の一覧</li> <li>⑥受益農業者の青色申告書の写し</li> <li>⑦導入施設の概算設計書、見積書</li> <li>⑧費用対効果分析及び算出根拠資料</li> <li>⑨導入施設に係る収支計画</li> <li>⑩施設の位置図、ほ場の配置図</li> <li>⑪国の共済制度等（加入できない場合は民間の損害補償保険等）への加入に関する誓約書（法定耐用年数期間中にある農業用ハウスの場合）</li> <li>⑫その他取組要件等の確認に必要な資料</li> </ul>
--



2 実績報告時

- ①確認検査調書の写し
- ②財産管理台帳
- ③農業共済等の加入が確認できる書類

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

- 1 国の事業要件を満たしている計画について、次のポイント配分基準によりポイント付けして、ポイントの高い者から予算の範囲内で計画を認定する。
- 2 1において同点となった計画がある場合は、農業用ハウスの再整備・改修、果樹園の再整備・改修の取組を優先する。
- 3 2においても優先順位が決しない場合は、農業用ハウスや果樹園を継承者に譲渡する期日がより早い取組を優先する。

[ポイント配分基準]

次の(1)～(3)の項目のポイントを合算してポイントを算出

(1) 成果目標

次のア又はイのいずれかを選択

ア 総販売額の維持又は増加

- ・ 0%以上10%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
- ・ 10%以上20%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント
- ・ 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント

イ 総作付面積の維持又は増加

- ・ 0%以上10%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
- ・ 10%以上20%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント
- ・ 20%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・7ポイント

(2) 取組目標

産地パワーアップ計画に設定した取組目標のうち、次によりポイントを算定（ポイントの高い2つの取組目標を選択）

ア 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加

増加率

- 10%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
- 10%以上又は新たに輸出向けの生産を開始した場合・・・・6ポイント

イ 別紙12に掲げる重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加

販売額の増加率

- 10%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
- 10%以上又は新たに生産を開始した場合・・・・6ポイント

ウ 生産コストの低減

- 10%未満の低減・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
- 10%以上の低減・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント

エ 労働生産性の向上

- 10%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
- 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント

オ 契約販売率の増加

- 10%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント
- 10%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ポイント

(3) 加算ポイント

○ 新規就農者ポイント

計画申請時に50歳未満の新規就農者が取組主体又は取組主体に含まれる場合・・・・5ポイント

※この場合の新規就農者は、非農家出身で新たに就農した者又は農家出身で新たな部門を開始した者で、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づき青年等就農計画の認定を受けた者）であり、計画申請時に就農後3年未満の者とする。

## 7 取組主体助成金の交付方法

地域農業再生協議会等で作成した産地パワーアップ計画は、市町長（事業実施地区の範囲が複数の市町の区域に及ぶ場合にあっては、原則として主たる市町長とする。以下同じ。）へ提出する。

市町長は地域協議会等から提出のあった産地パワーアップ計画について、必要な指導及び調整を行う。

なお、県の区域等を対象とする広域的な事業を行う場合にあっては、当該事業実施主体は市町長へ提出せず、事業実施計画書を知事に提出しその承認を受けることができるものとする。助成金については、県知事から市町長に対し交付する。

## 8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

### （1）契約に当たっての条件（交付要綱第29）

- ・ 売買、請負その他契約する場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約することができる。
- ・ 上記による契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

### （2）助成金の返納（実施要領別記3第13）

- ・ 取組主体助成金を受けた後に産地パワーアップ事業推進費補助金交付要領、実施要綱及び実施要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金の金額又は一部を速やかに返納しなければならない。

### （3）補助金にかかる仕入れにかかる消費税等相当額の返納（交付要綱第5の3）

- ・ 補助金にかかる仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税法に規定する乗じて得た金額との合計額補助率を乗じて得た金額。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを返納しなければならない。

### （4）財産の管理等（交付要綱第18）

- ・ 助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- ・ 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

### （5）財産処分の制限（交付要綱第19）

- ・ 取得財産等のうち、適正化法執行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- ・ 適正化法第22条の規定により財産の処分が制限される期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する法令を勘案して、農林畜水産業関係補助金等交付規則第5条及び別表の規定により定める処分制限期間とする。
- ・ 処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ承認を受けなければならない。また、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときには、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

### （6）取組主体事業計画の評価（実施要領別記3第16）

- ・ 取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、地域協議会長等に報告するものとする。
- ・ なお、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

## 9 その他